

平成22年9月定例会

議案説明資料

防災局

平成22年9月定例会議案説明資料目次

防 災 局

【予算関係以外】
(報告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第4号	鳥取県国民保護計画の一部変更について	危機管理チーム	1

<p>件名</p>	<p>鳥取県国民保護計画の一部変更について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県国民保護計画について、これまでの国民保護訓練等の検証結果、国の基本指針の改正等を踏まえ、その内容を見直し、所要の変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、議会に報告するものである。</p> <p>2 変更の概要 (1)国民保護訓練等の検証結果に係る変更 ア 災害時要援護者対策 市町村は、武力攻撃事態等においても、災害時要援護者の避難誘導等を迅速的確に行うため、必要な情報を予め把握して、避難支援プランを作成しておくこととした。 イ 避難住民への情報提供 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を促進し、緊急情報ネットワーク(Em-Net)により提供される情報と併せて、国からの情報を県民に迅速に伝達することとした。 ウ 住民避難の実施方法 市町村が作成する避難実施要領について、状況に応じて最も適切な方法で住民に避難してもらえよう、避難時の気候や時間(昼夜)、地域特性(山間部・都市部・観光地等)等への配慮や、避難途中や避難所での情報提供について、留意点を盛り込んだ。</p> <p>(2)「国民の保護に関する基本指針」の改定(平成20年10月)に基づく変更 ア 現地調整所の設置 県及び市町村は、国民保護措置が実施される現場の関係機関で構成される現地調整所を設置することとした。 イ 武力攻撃事態(緊急対処事態)合同対策協議会への参加 国(現地対策本部)が武力攻撃事態(緊急対処事態)合同対策協議会を開催する場合は、県はこれに参加し、情報共有や連絡調整を行うこととした。 ウ 安否情報システムの運用 消防庁が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(平成20年4月運用開始)」を利用することとした。</p> <p>(3)その他の変更 初動対応の配備基準を5段階区分とする、注意体制時の情報収集体制を強化する、国の指定がなくても必要があれば危機管理対策本部を設置する等、より充実した対応をするため必要な変更をした。</p>